

## 情報公開審査会答申の概要

答申第 979 号（諮問第 1646 号）

件名：旅費確認書の一部開示決定に関する件

1 開示請求

令和 2 年 4 月 3 日

2 原処分

令和 2 年 4 月 27 日（一部開示決定）

愛知県知事は、職員 A に係る平成 30 年 10 月 11 日分の旅費確認書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、住所その他特定の個人を識別できる部分（以下「住所等」という。）を、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 7 条第 2 号に該当するとして不開示とした。

3 審査請求

令和 2 年 7 月 27 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 3 年 2 月 8 日

5 答申

令和 3 年 9 月 28 日

6 審査会の結論

愛知県知事が、本件行政文書の一部開示決定において、住所等を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、旅行者からの旅費請求に当たり作成される旅費確認書であり、実施機関は、このうち職員番号及び住所等を条例第 7 条第 2 号に該当するとして不開示としている。

(3) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、「非公開とした部分のうち、旅費等の支給明細の起点、旅行者の住所について市区町村名を公開することが妥当である。」と主張していることから、本件行政文書において、実施機関が不開示とした住所等が条例第 7 条第 2 号に該当するかについて、以下検討する。

(4) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 2 号該当性について以下検討する。

イ 条例第 7 条第 2 号本文該当性について

当審査会において、本件行政文書のうち住所等として不開示とした部分を見分したところ、職員 A の住所地、最寄り駅及び最寄り駅の鉄道路線名が記載されていることが認められた。これらの情報は、職員 A の住所の特定につながる情報であることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）である。

よって、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

ウ 条例第 7 条第 2 号ただし書該当性について

職員の住所等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではないことから、同号ただし書イには該当しない。

また、本件行政文書に記載されている旅行が公務員の職務遂行の内容に係る情報であるとしても、職員の住所等は、あくまで当該職員の私生活に係る情報であり、職務遂行の内容に係る情報ではないことから、同号ただし書ハに該当しない。また、同号ただし書ロ及びニにも該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、職員の住所等は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(5) 条例第 8 条第 2 項による部分開示の可否について

条例第 8 条第 2 項は、個人に関する情報から、氏名、生年月日等の特定の個人を識別することができることとなる記述等を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる部分が残るときは、同条第 1 項の適用による部分開示について定めたものである。

本件行政文書には職員の氏名が記載されていること、また、職員の住所は、都道府県や市町村等の構成要素が一体となった情報として特定の個人を識別することができることとなる記述等に該当することから、その一部のみを開示することはできない。

よって、条例第8条第2項による部分開示の余地はない。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、住所等の不開示情報該当性については、前記(2)から(5)までで述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(7) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。